

シテハ所業手當ヲ支給シテ月七日ヨリ出所所業入ヘキ身
ヲ發表シタル

(ハ) 残留職工ノ態度

二十三名ノ残留職工ハ事業主ノ措置ヲ適當ナルモノト認
メ罷業職工等ノ急ム所トセズ殊ニ何等ノ諒解
ヲ得ズ職工一同ノ名義ヲ以テ事業主宛書翰ヲ提出
シタルトテ憤慨シ事業主側ニ同情ノ意ヲ表シ居ル

右及申(通)報候也

(了)

労務第六〇一七號

大正十三年五月二十三日

大阪府知事 中川

以

内務大臣 水野 錬太郎 殿

内務省 社会司 長官 殿

警視廳 赤部 兵衛 稔彦 川 彦 知 福 岡

岡山 広島 各 廳 長官 殿

大阪地方裁判所 横井 正 殿

合資会社 宇野 護 護 製 造 所 勞 働 身 議 二
關スル 條 (第三 條)

首 領 身 議 二 關 シ テ ハ 層 報 ノ 如 ク ナ ル 其 後 會 社 側 ニ 於 テ ハ
残 留 職 工 ニ 十 三 名 ヲ シ テ 業 務 繼 續 シ 身 議 團 ニ リ ノ 一 切 申
出 ヲ 拒 絶 シ 懇 々 強 硬 ナ ル 態 度 ヲ 示 シ 居 ル 以 テ 罷 業 職
工 大 部 分 ハ 到 底 罷 業 十 々 名 處 々 他 二 就 職 口 ヲ 承 メ 身 議
團 所 部 二 集 合 ス ル 之 ノ 様 々 十 名 以 外 ニ シ テ 支 援 ノ 泉 川 港